

## 伊賀市住民自治のあり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 住民自治のあり方や仕組み等について広範な見地から検討を行うため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき、伊賀市住民自治のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、住民自治のあり方や仕組み等に関し、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民自治について専門の知識を有する者
- (2) 地域活動に関わる支援団体等を代表する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱又は任命の日から答申がされる日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その

説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域連携部住民自治推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月5日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。